

令和6年度 水質検査計画

水 質 検 査 計 画 の 内 容

1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 水道事業の概要・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 水道の原水及び浄水の水質状況・・・・ 6
4. 検査地点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
5. 検査項目と検査頻度・・・・・・・・・・・・ 8
6. 検査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
7. 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・ 9
8. その他の水質検査・・・・・・・・・・・・ 9
9. 水質検査計画及び検査結果の公表・・ 10

美馬市水道部

1. 基本方針

美馬市水道部では、お客様に安全で良質な水をお届けするために、水源から蛇口にいたるまで定期的な水質検査を行い、水質の監視及び管理を行っています。

水道法には、水道事業者が毎年度「水質検査計画」を策定し公表することが規定されています。

水質検査計画は、採水する場所、項目及び頻度について事前にまとめたもので、この計画に従って水質検査を行い、結果を公表することによって、適正化と透明性の確保を図り、さらに計画を毎年見直すことによって、より一層安全で安定した良質な水の供給に努めていきます。

- 1) 過去の水質検査結果、水源周辺の状況を総合的に検討します。
- 2) 水質検査基準項目については水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）に基づき実施します。
- 3) 過去の状況及び水道の規模等を考慮して合理的な検査回数及び箇所数を設定します。
- 4) 臨時に行う水質検査の用件及び実施方法等も定めます。
- 5) 検査結果を利用者に公表し、必要に応じて検査計画を見直します。

2. 水道事業の概要

1) 給水状況

美馬市では上水道（3区域）と簡易水道（4施設）を管理しています。
施設の概要は次のとおりです。

行政区域内人口	27,561 人
給水人口	25,667 人
給水戸数	11,700 戸
一日平均配水量	14,449 m ³
一人一日平均給水量	320 L

※令和5年3月31日現在

2) 美馬市上水道施設の状況

・美馬町区域

美馬町の主な地域を給水区域とし、水源は3箇所あります。何れも一級河川吉野川水系の北岸に位置し、一日平均約3,500m³を取水し塩素滅菌処理を行った後、各地域に散在する20箇所の配水池を經由して各地域に安全で良質な水を供給しています。

水源の種類と所在地は次のとおりです。

水源の名称	種類	浄水場の所在地
中央水源	伏流水（浅井戸）	美馬市美馬町滝宮145番地2 美馬市美馬町滝宮145番地3
西部第1水源	地下水（浅井戸）	美馬市美馬町字城29番地1
西部第2水源	地下水（浅井戸）	
三頭水源	地下水（表流水）	美馬市美馬町字正部95番地1

・脇町区域

脇町の主な地域を給水区域とし、水源は一級河川吉野川水系の北岸に10地点及び曾江谷川水系に2地点位置し、一日平均約7,000m³取水し、塩素滅菌処理（清水地域のみ緩速ろ過処理後に塩素滅菌処理）を行った後、各地域に散在する25箇所の配水池を経由して安全で良質な水を供給しています。

水源の種類と所在地は次のとおりです。

水源の名称	種類	浄水場の所在地
脇町第1水源地	伏流水（浅井戸）	美馬市脇町大字北庄字上庄1313番地
脇町第3水源地	地下水（深井戸）	
脇町第4水源地	伏流水（浅井戸）	
脇町第7水源地	伏流水（浅井戸）	
脇町第8水源地	伏流水（浅井戸）	
脇町第9水源地	伏流水（浅井戸）	
脇町第5（曾江）水源地	伏流水（浅井戸）	美馬市脇町字曾江名50番地4
脇町西部水源地	地下水（浅井戸）	美馬市脇町字小星639-3
脇町新西部水源地	地下水（浅井戸）	美馬市脇町字小星163-2
脇町岩倉水源地	地下水（浅井戸）	美馬市脇町助松1815-3
脇町清水水源地	河川（表流水）	美馬市脇町字西俣名1709-4
脇町中の谷水源地	地下水（浅井戸）	美馬市脇町字川原柴248-3

・穴吹区域

穴吹町の主な地域を給水区域とし、水源は一級河川吉野川水系の南岸及び山間部の河川（表流水）を水源として利用し、一日平均約2,000m³取水し、塩素滅菌処理（南部・岩屋・宮内・古宮地区は緩速ろ過後に塩素滅菌処理）を行った後、各地域に散在する30箇所の配水池を經由して安全で良質な水を供給しています。

水源の種類と所在地は次のとおりです。

水源の名称	種類	浄水場の所在地
穴吹水源地	地下水（浅井戸）	美馬市穴吹町穴吹字曾根40番地2
穴吹町小島水源地	地下水（深井戸）	美馬市穴吹町三島字小島650
穴吹町南部水源	河川（表流水）	美馬市穴吹町三島字三谷1324-3
穴吹町岩屋水源	河川（表流水）	美馬市穴吹町穴吹字山神東210
穴吹町大内水源地	河川（表流水）	美馬市穴吹町口山字大内505-4
穴吹町宮内水源地	地下水（浅井戸）	
穴吹町古宮水源地	河川（表流水）	美馬市穴吹町古宮字長尾301-2

3) 美馬市簡易水道施設の状況

美馬市の簡易水道は、木屋平地区(4施設)、6水源の施設を管理しています。各水源より取水した水は適切な浄水処理を行い、全部で6箇所の配水池を設置して、それぞれの地域に安全で良質な水を供給しています。各施設の概要は次のとおりです。

水源の名称	種類	浄水場の所在地
川上水源	河川 (表流水)	美馬市木屋平字川上カケ503番地
木屋平水源	河川 (表流水)	美馬市木屋平字太合カケ
森遠高区水源	河川 (表流水)	美馬市木屋平字森遠
三協水源	河川 (表流水)	美馬市木屋平字弓道150番地3
川井水源	河川 (表流水)	美馬市木屋平字川井462番地4
川井高区水源	河川 (表流水)	美馬市木屋平字川井462番地4

3. 水道の原水及び浄水の水質状況

1) 原水の状況

・上水道

上水道は、主に地下水及び伏流水を水源としていて、安定した水質を確保しています。

しかし、何れも市街地域に水源地が位置することから将来的に水質が悪化することも考えられるため監視を十分行います。

旧簡易水道の清水・岩屋・南部・神明・古宮地区は何れも河川（表流水）を水源としているが、山間部の上流に民家のない地区からの取水のため良質な水質を確保しています。

しかし、大雨などにより濁りが出ることもあるので適切な浄水処理により安定した水を供給しています。

また、今後、廃棄物の不法投棄等による水源地の汚染のないよう充分監視を行ってまいります。

・簡易水道

簡易水道は、何れも河川(表流水)を水源としているが、主に山間部の上流に民家のない地区からの取水のため良質な水質を確保しています。

しかし、大雨などにより濁りが出ることもあるので適切な浄水処理により安定した水を供給しています。

また、今後、廃棄物の不法投棄等による水源地の汚染のないよう充分監視を行ってまいります。

2) 浄水の状況

各浄水場では、水源の状況に合わせた適切な浄水処理を行っておりますので、過去の水質検査の結果から見ても、水道法の定める水質基準を十分に満たしており、安全で良質な水を供給しています。

4. 検査地点

1) 浄水調査

水道法に基づく1日1回行う検査及び月1回・3ヶ月に1回・年1回の検査は、各水道施設毎に1地点選定し、次の地点で行います。

上水道

地区名	1日1回検査地点	定期項目検査地点
美馬中央（上水道）	美馬町字養泉11	美馬町字大宮西100-4
美馬西部（上水道）	美馬町字滝下31-7	美馬町字谷尻64
切久保（上水道）	美馬町字切久保272-2	美馬町字切久保272-2
脇町（上水道）	脇町大字猪尻字東分69-2	脇町大字猪尻字東分69-2
曾江（上水道）	脇町字西赤谷1002-3	脇町字西赤谷1002-3
穴吹（上水道）	穴吹町三島字舞中島1524	穴吹町穴吹字藪ノ下5
脇町西部別所（上水道）	脇町字野村4148	脇町字野村4150-4
	脇町字小星629-1-1	脇町字小星629-1-1
	脇町字岩倉3372	脇町字岩倉3372
脇町中ノ谷（上水道）	脇町字横倉327	脇町字横倉252-2
清水（上水道）	脇町字西俣名1035	脇町字西俣名1071-1-2
古宮（上水道）	穴吹町古宮字長尾562-14	穴吹町古宮字長尾562-14
神明（上水道）	穴吹町口山字田方113	穴吹町口山字田方113
岩屋（上水道）	穴吹町穴吹字山神前50	穴吹町穴吹字山神前9
小島（上水道）	穴吹町三島字小島1933	穴吹町三島字小島2207-1
南部（上水道）	穴吹町三島字三谷417	穴吹町三島字三谷417
木屋平（簡易水道）	木屋平字谷口334	木屋平字谷口35-1
川井（簡易水道）	木屋平字川井187-2	木屋平字川井221
川上（簡易水道）	木屋平字川上416	木屋平字川上179-1
三協（簡易水道）	木屋平字弓道281	木屋平字弓道298
	木屋平字森遠600	木屋平字森遠369

(2) 原水調査

地下水及び伏流水を水源とする施設については、各水源地の取水ポンプから直接採水して検査を実施します。

表流水を水源とする施設については、各浄水場内の着水施設より直接採水して検査を実施します。

5. 水質検査項目と検査頻度

1) 給水栓での検査

給水栓における検査項目は、水道法で定める基準項目（51項目）の中から、過去の検査結果及び水源の状況等を考慮して検査回数を設定し検査を行います。毎日検査は3項目・毎月検査は10項目・3ヶ月に1回検査は25項目・年1回検査は51項目行います。

本市では、市内の給水栓21か所で毎日検査を委託し、10か所で残留塩素濃度測定装置による監視を行います。

2) 原水検査

水源の状況を把握するために、年1回原水において基準項目（51項目）の中から、消毒副生物（12項目）を除く39項目について検査を行います。又、クリプト指標菌検査は浄水施設に緩速ろ過を利用する施設については年1回、滅菌のみの施設については年4回検査を行います。

6. 検査方法

1) 検査機関に委託

美馬市では独自で水質検査を実施する事ができないので、毎日検査を除くすべての水質検査を次の要項に基づいて選出した検査機関に委託します。

2) 委託選定

- ・水道法20条第3項による厚生労働大臣登録機関であること。委託先の選定については、検査精度と信頼性を重視します。
- ・水道水質検査においては、その精度と信頼性の保証は極めて重要です。このため日本水道協会はISO9000に準じた水道版GLP（優良試験所基準）を定めており、その考え方を取り入れた体制の検査機関であること。
- ・水道水質基準項目において、すべての項目が自社分析できる検査機関であること。
- ・国及び徳島県で行う外部精度管理の評価試験を受け、信頼性の保証に努めていること。
- ・水質検査の精度は、原則として基準値及び目標値の1/10の定量下限が得られ、基準値及び目標値の1/10付近の測定値において、変動係数（CV）が金属類では10%以下、また、有機物では20%以下を確保すること。
- ・臨時の水質検査において、迅速な対応のとれる検査機関であること。

7. 関係機関との連携

- 1) 水源及び水道施設周辺で水質事故が発生した場合を含め、安全で良質な水道水を維持するために、徳島県や市内他の関係機関と連携して、情報交換を図りながら現地調査等を行い、代替水源の確保や適切な浄水処理を行います。
- 2) 関係機関
 - ・厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課
 - ・国土交通省 徳島河川国道事務所 河川管理課
 - ・徳島県 危機管理部 安全衛生課
 - ・徳島県 生活環境部 環境管理課
 - ・徳島県 西部総合県民局 保健福祉環境部 美馬保健所
 - ・美馬市 企画総務部 危機管理課
 - ・美馬市 水質検査・施設維持管理業務委託業者

8. その他の水質検査

1) 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しない恐れがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- ・水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・水源に異常があったとき。
- ・水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・浄水過程、配水過程に異常があったとき。
- ・送・配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ・その他特に検査の必要があると認められるとき。

※水質に異常があった場合には、終息し安全性が確認されるまで継続して検査を行います。

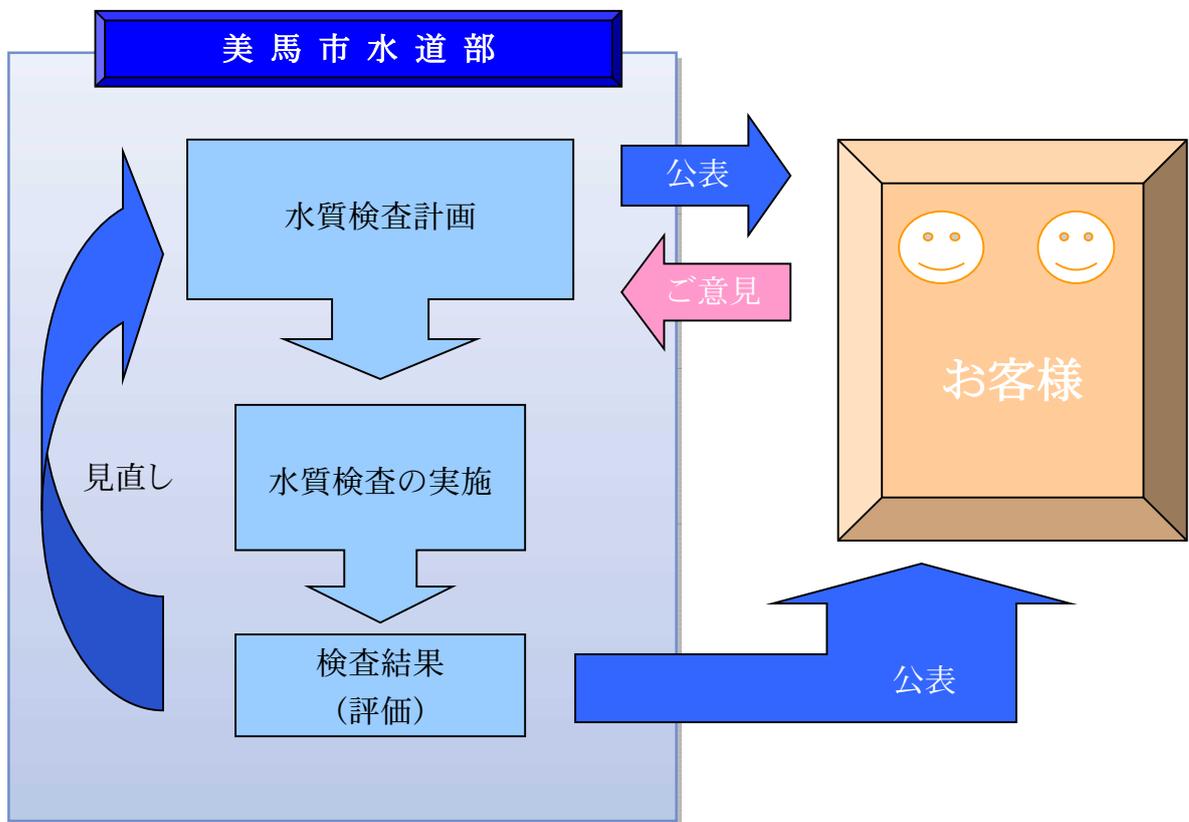
2) 給水開始前の水質検査

浄水施設や配水池などの施設の新設又は改修が行われたとき、その他必要と認められる場合に水質検査を実施します。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度開始前に作成し、市のホームページ等に掲載して公表します。過去の検査結果を検討するとともにお客様のご意見等を取り入れながら次年度以降重点的に実施する検査項目又は省略可能な項目及び採水地点、検査頻度について見直しを実施し、より安全で良質な水道水の供給を目指します。

主要な水質検査結果については、速やかに市のホームページ等に掲載して公表します。



本年度も水質検査計画を公表いたしますので、計画についてのお客様のご意見をお寄せ下さい。お客様からのご意見は、今後の水質検査計画の作成と実施にあたり、参考とさせていただきます。

水質検査計画に関するお問い合わせ先

美馬市水道部施設課

【所在地】 〒777-8577

美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

【TEL】 0883-52-2350

【FAX】 0883-52-5535

【E-mail】 shisetsu@mima.i-tokushima.jp